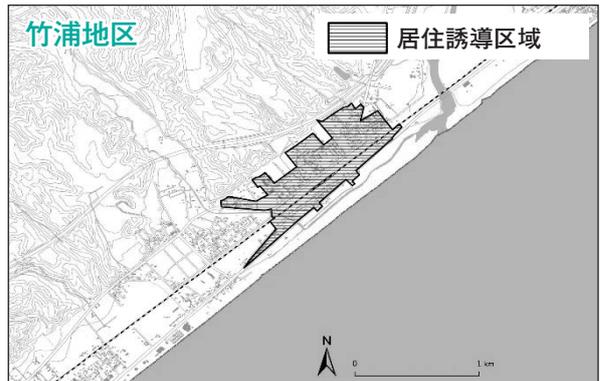
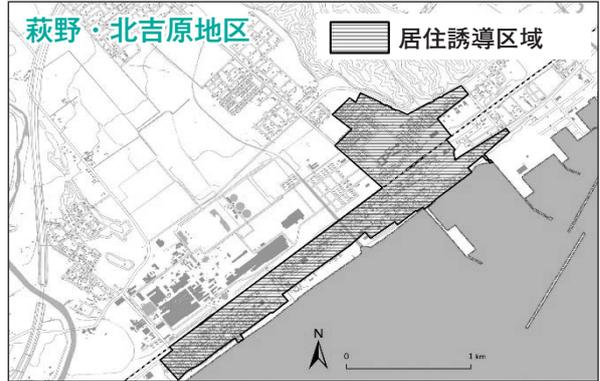


③ 居住や都市機能を各地区の駅周辺に
長い年月をかけて緩やかに誘導・集約

立地適正化計画では、居住を誘導（維持）する区域「居住誘導（維持）区域」と、行政や商業、医療などの都市施設を集約する「都市機能誘導区域」を定めています。

各地域の人口密度と生活サービス水準を持続させるため、長い年月をかけて緩やかにこれらの区域に対して居住や都市機能を誘導・集約していきます。



④ 機能的でコンパクトなまちづくりに
取り組むことで期待される効果

機能的でコンパクトなまちづくりに取り組むことで道路などの都市基盤整備や維持管理のための更新費用などの縮減が見込まれます。

また、人口密度が維持され、住宅需要や店舗需要の低下を抑制することができ、いつまでも安心して生活を送ることが可能となります。

⑤ 区域外の一定規模以上の
住宅開発などには届け出が必要

計画公表後、居住誘導区域外で一定の規模以上の住宅地開発や建築を行おうとする場合、もしくは、都市機能誘導区域外で誘導施設を建てようとする場合には、事前の届け出が必要となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：政策推進課 都市企画グループ ☎82-8213

町民意見募集

白老町自然環境等と再生可能エネルギー
発電事業との調和に関する条例（案）

日程	内容
1月4日(水) 2月3日(金)	町は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置および管理について必要な手続きや配慮すべき事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保ならびに良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的に上記条例を制定するものです。

- ◆資料配布・閲覧場所：役場、各出張所、いきいき4・6、白老コミセン、図書館、町ホームページ
- ◆意見の提出方法：配布場所への持参、郵送、ファクス（82-4391）、町ホームページから担当課へのEメール

問い合わせ先：生活環境課 環境グループ ☎82-2265